

災害時における避難情報が変わります

改正された災害対策基本法が令和3年5月20日に施行され、大雨や洪水など災害時の避難行動を促す避難情報が変わります。

これまでの「避難勧告(警戒レベル4)」は廃止され、「避難指示(警戒レベル4)」に一本化されたほか、これまでの「災害発生情報(警戒レベル5)」が「緊急安全確保(警戒レベル5)」になります。

緊急安全確保（警戒レベル5）は、災害が発生又は切迫している状況のため、必ずしも安全な避難行動ができるとは限らず、この時点では屋外の避難所などへ向かうことが困難で、自宅等の上層階への移動など緊急的な行動とならざるを得ません。

身の安全を確保するためには、災害の恐れが高いときに発令する「避難指示(警戒レベル4)」までに危険な場所からの避難が必要です。

警戒レベル	新たな避難情報等
	取るべき行動
5	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1 危険 直ちに安全確保
~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~	
4	ひなんじじ <b>避難指示</b> ※2 危険な場所から全員避難
3	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3 危険な場所から高齢者等は避難
2	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁） 自らの避難行動を確認
1	早期注意情報（気象庁） 災害への心構えを高める

これまでの避難情報等

災害発生情報

- 避難指示(緊急)
- 避難勧告

避難準備・  
高齢者等避難開始

大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

早期注意情報  
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。